

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

平成18年度第2回「個人情報取扱事務に関する実地検査報告書」が個人情報保護に関する第三者評価委員会から提出されました

本市における個人情報の漏えい事故等の再発防止及び個人情報の適正な取扱いを確保するため、各職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地検査を行い、問題点等を指摘していただくため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会を設置しています。

このたび、こども青少年局中央児童相談所及び保土ヶ谷区役所を検査対象として行われた個人情報取扱事務に関する平成18年度第2回実地検査の結果が委員会意見としてまとめられ、本日、市長あてに提出されました。

実地検査の結果は、この後、全庁的に周知するとともに、必要な措置を講じ、その結果を委員会に報告することとなっており、各職場の改革、改善に役立てていきます。

【実地検査の概要】

- 検査日 平成18年12月8日（金）
- 検査対象 こども青少年局中央児童相談所
保土ヶ谷区役所サービス課（主として児童相談所業務にかかわるもの）
- 検査方法 検査担当委員が検査対象から直接説明を受けるとともに、業務の現場に立ち入り職員からヒアリングするなどの方法により、業務の現場における個人情報の取扱状況を実地に検査した。
- 検査担当委員 森谷 亘暉委員長、高橋 良委員、半田 彰委員、三上 雅之委員

【実地検査結果の概況～総評～】

- ・すべての検査対象において、個人情報取扱事務は概ね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられた。
- ・こども青少年局中央児童相談所では、外部からの進入に対する対策については意識が高く適切な対策がとられているが、内部に関する対策は考慮されていない。また、職員間で情報を共有するルールを明確にする必要がある。
- ・保土ヶ谷区サービス課では、家庭訪問時の個人情報持ち出し禁止などが行われていたが、システム端末へログインしたまま複数の職員が使用するなど、基本ルールを徹底すべき状況もみられた。

＝ 検査結果の概要（改善意見等）は裏面参照 ＝

委員会の概要

主な業務	(1) 検査基準の策定	
	(2) 個人情報を取り扱う各課が行う個人情報取扱事務に関して定期的に実地検査を行う。	
	(3) 個人情報を取り扱う各課が個人情報を不適切に取り扱っているとき、又はそのおそれがあるときに随時に実地検査を行う。	
	(4) 実地検査の結果について市長等に意見を述べるとともに、市長等から改善結果の報告を受ける。	
委員	◎森谷 亘暉 ※	産業能率大学経営情報学部教授（経営情報論）
	○高橋 良	弁護士（横浜弁護士会情報問題対策委員会副委員長）
	半田 彰	株式会社横浜銀行コンプライアンス統括部個人情報管理室長
	藤森 立男 ※	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授（産業心理学）
	三上 雅之	元東京都監査事務局次長（特別監査室長）
◎委員長、○委員長職務代理者、※横浜市個人情報保護審議会委員と兼務		

平成18年度第2回個人情報取扱事務に関する実地検査報告書【概要】

【報告書の内容】

委員会の改善意見は、対応の緩急によって ①早急に改善を図るべきもの 及び ②中長期に改善を図るべきもの、また、改善の取り組み主体によって ①現場で改善を図るべきもの、②システム改修や職場環境の改善、予算措置など市全体で取り組むものに分類して示されている。

また、他の職場においても参考となり得る取り組みを評価意見として示している。

こども青少年局中央児童相談所

○改善意見

ア 会議資料の管理ルール【早急・現場】

会議で資料配付された個人情報の管理を各人の自己責任に委ねる状況は適切ではないので、統一したルールをつくるように改善すべきである。

イ 書庫の施錠管理【中長期・市全体（環境整備）】

事務室全体として施錠管理されているものの、現在係わっている児童のケースファイルが職員個人の机の引き出しに保管され、無施錠や施錠できないものがあった。業務及び人員増に伴う事務スペースの狭あい化により、施錠可能なキャビネット類も撤去せざるを得ない状況とのことであったが、少なくとも、夜間については施錠し管理できるよう、中長期的には整備し改善すべきである。

ウ 担当者による個人情報の保有【早急・現場】

担当業務の基本情報として手元におくべき個人情報がある場合であっても、その必要性を考慮し最小限度とするとともに、業務時間外は収納するなど、適正に管理するためのルールをつくるべきである。

○評価意見

ア 個人情報の持ち出し制限等

個別訪問時にケースファイルを持ち出すことを厳禁とし、また、担当者の直行直帰を行わないことや、やむを得ずFAX送信するときに個人名等を伏せて送信などの個人情報保護の取り組みは評価できる。

保土ヶ谷区サービス課

○改善意見

ア 福祉5法システム端末のログイン・ログアウトの徹底【早急・市全体】

迅速な市民対応のためとして、システム端末にログインしたまま複数の職員が端末を操作しており、個人情報へのアクセスが適正に管理されていない状況となっていた。離席時に自らログアウトし、再度ログインする基本的なルールを遵守すべきであり、業務所管局は、他の職場についても、端末操作者ごとにログイン・ログアウトするルールの徹底について改めて周知徹底すべきである。

イ 常用ファイルの保管管理【早急・現場】

窓口カウンター背後のキャビネット上に届出などの受付を記録するファイルが置かれているが、夜間も置いたままとのことであった。常用ファイルであるとしても、夜間は施錠できる書庫に保管するなど、保管状況を見直すべきである。

○評価意見

ア ヒヤリハット事例の共有

身近なヒヤリハット事例集を活用して研修を行っている。個人情報の取扱いについて共通の問題意識が持てるので、個人情報保護の取り組みとして評価できる。

イ 外部持ち出し禁止の徹底

個人情報記録を持ち出さないことを、原則ではなく、例外なく禁止しており、個人情報紛失等の事故を防止する取り組みとして評価できる。

【参考 報告書提出までの経緯】

平成17年10月1日 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置

平成18年10月24日 検査対象に関する業務説明

平成18年12月8日 実地検査

(こども青少年局中央児童相談所及び保土ヶ谷区役所サービス課)

平成19年3月16日 委員会で報告書の内容を検討

平成19年5月10日 森谷委員長から市長へ報告書を提出